

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿南一丁目7番8号  
株式会社イントランス  
代表取締役社長 上 島 規 男

## 第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月22日(月曜日)午後6時までにご到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成21年6月23日(火曜日)午前10時
2. 場 所 東京都港区浜松町二丁目4番1号  
世界貿易センタービル 38階「フォンテーヌ」  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第11期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)  
事業報告および計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 監査役2名選任の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項

◎代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.intrance.jp/>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

# 事業報告

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、米国のサブプライムローン問題に端を發した世界的な金融不安が深刻さを増したことで、急激な株価下落や円高により企業収益は悪化し、それに伴い所得の減少及び雇用不安により個人消費が減退するなど、景気後退が急速に進みました。

当社が属する不動産業界におきましても、金融市場の急変による金融機関の不動産関連融資への厳格姿勢により、不動産売買取引の流動性は著しく低下し、不動産価格は急激且つ大幅な調整を余儀なくされ、資金繰りに窮する不動産関連企業が散見されるなど、事業環境としては極めて厳しい状況となっております。

このような状況下、当社は、主力事業であるプリンシパルインベストメント事業において、バリューアップが完了した販売用不動産の売却活動に鋭意注力した結果、事業会社や個人投資家等へ7物件及び区分所有物件2戸の売却に至り、たな卸資産及び借入金の圧縮を進めたものの、当初計画を大幅に下回る価格での売却となりました。

また、当事業年度において繰延税金資産の回収可能性を検討した結果、その全額154,136千円を取り崩すことといたしました。

これらにより、当事業年度の売上高は3,776,809千円(前年同期比53.9%減)、経常損失は1,474,028千円、当期純損失は1,635,499千円となりました。

事業部門別の業績は以下のとおりであります。

(プリンシパルインベストメント事業)

プリンシパルインベストメント事業におきましては、7物件及び区分所有物件2戸を売却したことにより売上高は3,451,015千円(前年同期比56.1%減)となりました。

(ソリューション事業)

- ① 賃貸管理事業におきましては、バランスシートのスリム化を優先し、賃料収入のある販売用不動産の期中平均保有数が前年同期に比べ減少したことにより売上高は190,974千円(同29.4%減)となりました。
- ② プロパティマネジメント事業におきましては、新たに5件の物件管理を受託したこと及び管理物件において大規模な空調機更新工事等を受注したことにより売上高は99,831千円(同96.3%増)となりました。

- ③ コンサル事業におきましては、前事業年度に立ち上げたリテール事業が、当事業年度において完成した都心部の不動産所有者データベースを活用し、本格的な営業活動を展開したことにより売上高は34,987千円(同196.1%増)となりました。

これらによりソリューション事業の売上高は325,793千円(同2.2%減)となりました。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は21,478千円であり、その主なものは、本社事務所の移転に伴う内装・什器等の本社設備の取得であります。なお、併せて旧本社事務所の設備4,995千円を除却しております。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

### ① プリンシパルインベストメント事業の基盤強化

現状の不動産業界は、金融機関の融資姿勢の厳格化及び不動産売買取引の流動性の低下等により、今後しばらくは予断を許さない状況が続くものと考えられます。ただし、このような環境にあっても、比較的小規模及び良質な物件については根強い需要があることから、こうした物件への取り組みを強化してまいります。

また、アウトレットマンションについても、低価格化によって需要が高まっていることから、仕入・販売業務を早期に軌道に乗せてまいります。

### ② フィービジネスの基盤強化

当社は、第2の収益の柱として、プリンシパルインベストメント事業とシナジー効果があるリテール事業を展開しております。同事業は、主に東京都心部を中心に不動産賃貸仲介、不動産管理等のサービスを提供するものであり、着実に成果が出始めているため、さらに強化・拡大を図ってまいります。また、資金調達面の制約もありますので、良質な物件については売買にこだわらず投資家に対する仲介業務を行ってまいります。これらを通じてフィービジネスの基盤を強化してまいります。

### ③ 経営基盤の強化

今後の当社の成長にとって人材の育成及び強い組織づくりが欠かせないとの考えから、教育制度の充実に注力するとともに適性な人員配置を行ってまいります。加えて、新人事制度やモチベーションを高めるための施策の導入も行ってまいります。

また、事業拡大に備えて、内部管理体制の整備を進めてまいります。

### (5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

### (6) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### (7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

### (8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

### (9) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第8期 (平成17年度)	第9期 (平成18年度)	第10期 (平成19年度)	第11期(当期) (平成20年度)
売上高(千円)	2,708,131	8,986,958	8,200,825	3,776,809
経常利益又は経常損失(△)(千円)	567,983	1,139,415	106,371	△1,474,028
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	294,853	625,018	61,652	△1,635,499
1株当たり当期純利益(円) 又は当期純損失(△)	10,309.56	10,545.09	960.32	△25,513.22
総資産(千円)	6,329,399	7,720,579	6,845,369	2,484,138
純資産(千円)	779,525	2,116,794	2,127,086	447,919
1株当たり純資産額(円)	27,256.15	32,971.87	33,132.19	6,951.25

(注) 1. 第9期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。

3. 当社は、平成18年5月31日付で当社普通株式1株につき2株の株式分割をしております。

(10) 主要な事業内容(平成21年3月31日現在)

事業部門	事業内容
プリンシパルインベストメント事業	自己勘定による不動産購入、購入不動産の価値向上、投資家への売却
ソリューション事業	不動産運営による賃料収入、不動産管理による管理収入、不動産仲介による手数料収入等

(11) 主要な事業所(平成21年3月31日現在)

本社 東京都渋谷区  
支社 愛知県名古屋市中区

(12) 従業員の状況(平成21年3月31日現在)

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	24名	8名減	36.5歳	1.5年
女性	7名	2名増	29.1歳	1.6年
合計又は平均	31名	6名減	34.8歳	1.5年

(注) 上記従業員数には臨時従業員を含んでおりません。

(13) 主要な借入先(平成21年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	935,000千円
株式会社みずほ銀行	900,000千円

(14) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項(平成21年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 256,800株  
 (2) 発行済株式の総数 63,898株 (自己株式302株を除く。)  
 (3) 株主数 2,621名  
 (4) 発行済株式(自己株式を除く。)の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
上 島 規 男	26,082株	40.82%
有限会社レアリア・インベストメント	19,000株	29.73%

(注) 出資比率は、自己株式(302株)を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項(平成21年3月31日現在)

- (1) 当事業年度末日に当社役員が保有している新株予約権等の状況

	第 一 回 新 株 予 約 権		第二回新株予約権
発 行 決 議 日	平成18年3月27日		平成20年6月19日
区 分	取締役	監査役	取締役
保 有 者 数 (名)	3	1	3
新 株 予 約 権 の 数 (個)	634 (注)	36 (注)	1,280
新株予約権の目的となる株式の数(株)	634 (注)	36 (注)	1,280
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無 償	無 償	無 償
権利行使時1株当たりの行使価額(円)	32,500 (注)	32,500 (注)	24,767
権 利 行 使 期 間	平成20年12月1日から 平成25年11月30日まで	平成20年12月1日から 平成25年11月30日まで	平成23年7月1日から 平成28年6月30日まで
新 株 予 約 権 の 行 使 の 条 件	(別記1)	(別記1)	(別記2)

(注) 平成18年5月8日開催の取締役会決議により、平成18年5月31日付で普通株式1株を2株に分割しております。これにより、「新株予約権の数」、「新株予約権の目的となる株式の数」および「権利行使時1株あたりの行使価額」が調整されております。

(別記1) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権発行時において当社の取締役、監査役および従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

(別記2) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において当社、当社子会社、または当社関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の権利行使期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を承継することができる。但し、再承継はできない。
- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ④ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に当社従業員に対して交付した新株予約権等の状況

	第二回新株予約権
発行決議日	平成20年6月19日
区分	従業員
交付者数(人)	5
新株予約権の数(個)	620
新株予約権の目的となる株式の数(株)	620
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償
権利行使時1株当たりの行使価額(円)	24,767
権利行使期間	平成23年7月1日から 平成28年6月30日まで
新株予約権の行使の条件	(注)

(注) 新株予約権の行使の条件については(1)の(別記2)のとおりであります。

(3) その他新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	上 島 規 男	代表取締役社長
常 務 取 締 役	鳥 越 憲 一	常務取締役インベストメント事業部・リテール事業部 管掌兼リテール事業部部長
取 締 役	濱 谷 雄 二	取締役管理部門管掌兼経理・総務部部長
取 締 役	吉 川 実	取締役インベストメント事業部部長
常 勤 監 査 役	成 田 范	税理士
監 査 役	國 吉 歩	弁護士
監 査 役	光 家 國 彦	

- (注) 1. 取締役吉川実氏は平成20年6月19日開催の第10回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
2. 監査役成田范氏、國吉歩氏および光家國彦氏は、社外監査役であります。
3. 監査役成田范氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

##### (2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	4名	88,351千円
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	5,250千円 (5,250千円)
合 計	7名	93,601千円

- (注) 支給額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額(取締役2,741千円)を含んでおります。



### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の会社の社外役員との兼任状況

監査役國吉歩氏は、株式会社バーテックスリンクの社外監査役を兼務しておりますが、兼務先と当社との取引関係はありません。

監査役光家國彦氏は、株式会社日本オプティカルの社外監査役、株式会社フルッタフルッタの社外監査役、株式会社シンの社外監査役、株式会社バロックジャパンリミテッドの社外監査役を兼務しておりますが、兼務先と当社との取引関係はありません。なお、株式会社シンの社外監査役につきましては、平成20年7月に退任しております。また、株式会社日本オプティカルおよび株式会社フルッタフルッタの社外監査役につきましては、平成21年3月に退任しております。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

監査役成田范氏は、当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

監査役國吉歩氏は、当事業年度開催の取締役会20回中18回に出席し、また当事業年度開催の監査役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

監査役光家國彦氏は、当事業年度開催の取締役会20回中16回に出席し、また当事業年度開催の監査役会12回中11回に出席し、企業経営についての十分な知識と経験から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

#### ③ 締結している責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外監査役は、同法第423条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償の限度としております。

#### ④ 報酬等の総額

当事業年度における社外役員への報酬等の総額は5,250千円であります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	16,500千円
上記以外の業務に基づく報酬	200千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,700千円

### (3) 非監査業務の内容

内部統制構築に係る指導、助言等

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社が業務の適正を確保するための体制は次のとおりであります。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ① 取締役会を定期的開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、常勤監査役および社外監査役により取締役の職務執行の適法性を監査する。
  - ② コンプライアンスに関する行動指針を定め、コンプライアンスに関する社内意識を高めるとともに、代表取締役社長およびコンプライアンス担当取締役が、法令および定款、さらには社内規程等を遵守するよう役職員への周知徹底を図る。また、内部統制担当者が各業務にわたり、法令遵守のシステムを維持する一方で、内部監査人が内部統制システムの整備状況・運用状況の評価を図り全社的な内部統制を実現する。
  - ③ 内部統制関連法規の施行を受けて、内部統制システムの基本計画を策定し、公認会計士等の外部のアドバイザーの協力の下、内部統制システムの更なる充実を図る。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - ① 情報の保存および管理に関する社内諸規程を整備し、規程に基づく情報の保存および管理を実施する。また、情報の性質に応じて、保存および管理の責任の所在を明確にし、保存部署・保存年限・保存形式を定める。
  - ② 保存および管理された情報は、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① リスク管理に対応する社内規程に基づきリスク管理委員会を設置しており、法令・社内規程および企業倫理を遵守する意識を全社的に浸透させるとともに、未然にリスクを防止し、リスクの発生時には被害の最小化、被害拡大の防止、二次拡大の防止、復旧対策を行う。
  - ② 取締役会は、リスク管理委員会と連携を図り、リスク管理を統括する。取締役会は、リスク管理に必要と認める場合に、リスクに対する対応を決定し、指揮することにより効果的なリスク管理を実現する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 取締役会規程、職務分掌規程並びに職務権限規程を詳細に定め、取締役の決裁権限と責任を明確にし、取締役の迅速かつ効率的な職務の執行を実現する。

- ② 取締役会は、市況や環境の変化に対応したビジョンと経営計画を決定し、取締役の職務執行の指針を示し、効率的な職務執行を実現する。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 会社が小規模であることから、基本的には補助すべき使用人を置く必要はないと判断しているが、監査役の職務の必要状況に応じて監査役会事務局等の補助使用人を置くものとする。
- ② 補助使用人は、兼任も可能とするが、当該職務を遂行するに当たっては取締役からの指揮命令は受けないものとする。
- (6) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は取締役会や重要な意思決定会議に出席し、取締役および使用人から重要事項の報告を受けるものとする。取締役は、重要な会議開催の日程を監査役に連絡し、必要に応じて出席を依頼する。また、会議の開催の有無を問わず、重要事項を随時報告する体制を整備する。
- ② 内部監査人は監査役と連携を図り、内部統制システムの実際の運用状況を監査役に報告する。
- ③ 当社の業務又は財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上又は財務上の諸問題、その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が発生した場合には、取締役および使用人は遅滞無く監査役に報告する。
- (7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は法令に従い社外監査役を含み、公正さと透明性を担保する。
- ② 監査役が、会計監査人および内部監査人と相互に連携を図ることで、監査の実効性を高める。
- ③ 監査役は代表取締役社長と定期的に会合をもち、相互に意見交換を行い、効果的な監査業務を実施するための体制を構築する。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、株式会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率につきましては表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

# 貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,400,977</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,136,218</b>
現金及び預金	588,357	1年内返済予定の長期借入金	935,000
売掛金	18,309	未払金	54,050
販売用不動産	1,783,221	未払費用	9,671
前渡金	892	未払法人税等	1,601
前払費用	7,800	未払消費税等	73,692
未収入金	25	前受金	1,942
預け金	2,370	預り金	34,904
<b>固 定 資 産</b>	<b>83,160</b>	預り敷金	10,500
<b>有形固定資産</b>	<b>17,353</b>	賞与引当金	14,856
建物附属設備	12,011	<b>固 定 負 債</b>	<b>900,000</b>
工具、器具及び備品	5,342	長期借入金	900,000
<b>無形固定資産</b>	<b>5,984</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,036,218</b>
ソフトウェア	5,936	<b>純 資 産 の 部</b>	
電話加入権	48	<b>株 主 資 本</b>	<b>444,171</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>59,822</b>	資本金	586,125
出資金	60	資本剰余金	356,125
敷金	58,262	資本準備金	356,125
差入保証金	1,500	利益剰余金	△495,602
<b>資 産 合 計</b>	<b>2,484,138</b>	その他利益剰余金	△495,602
		繰越利益剰余金	△495,602
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△2,476</b>
		新株予約権	3,748
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>447,919</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>2,484,138</b>

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,776,809
売 上 原 価		4,541,509
売 上 総 損 失		764,700
販売費及び一般管理費		609,541
営 業 損 失		1,374,242
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,866	
還 付 加 算 金	256	
そ の 他	7	2,129
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	89,147	
社 債 利 息	1,739	
借 入 手 数 料	10,025	
そ の 他	1,002	101,916
経 常 損 失		1,474,028
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	5,221	5,221
税 引 前 当 期 純 損 失		1,479,250
法人税、住民税及び事業税	2,112	
法 人 税 等 調 整 額	154,136	156,248
当 期 純 損 失		1,635,499

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

（平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
平成20年3月31日残高	586,125	356,125	1,184,836	—	2,127,086	—	2,127,086
事業年度中の変動額							
剰余金の配当			△44,940		△44,940		△44,940
当期純損失(△)			△1,635,499		△1,635,499		△1,635,499
自己株式の取得				△2,476	△2,476		△2,476
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						3,748	3,748
事業年度中の変動額合計	—	—	△1,680,439	△2,476	△1,682,915	3,748	△1,679,167
平成21年3月31日残高	586,125	356,125	△495,602	△2,476	444,171	3,748	447,919

（注） 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 継続企業の前提に関する注記

当社は、当事業年度において、たな卸資産評価損を売上原価に470,089千円計上したこと等により、営業損失が1,374,242千円、経常損失が1,474,028千円、当期純損失が1,635,499千円となりました。また、不動産市況の更なる悪化等により、販売用不動産を計画から大きく下回る価格にて売却せざるを得ない場合、または売却そのものが難しい場合には、資金繰りが著しく悪化し、借入金の当初条件どおりの弁済が困難となる可能性も予想されます。

このような状況から、当社には継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、以下の施策に取り組んでまいります。

#### ① 財務基盤の安定化

今後弁済期日を迎える借入金については、担保設定対象となっている不動産を売却していく際に、その資金回収額が当該設定金額を下回ることも予想されるため、全額返済に充ててもなお不足金額が発生する場合を想定して、取引金融機関と緊密な関係を維持し、借入金の返済期限の延長又は返済条件の変更等のリファイナンスへ向けて協議を進めてまいります。

また、資本の早急な充足を図るため、直接金融も視野に入れた多様な資金調達手段を駆使して財務体質の強化に努めてまいりたいと考えております。

#### ② コストの削減

本社事務所の移転による賃料削減、役員報酬の減額および従業員の人件費についても成果主義を徹底した報酬体系への見直し等により、固定費を圧縮して収益力を高めてまいります。

しかしながら、これらの対応策を講じても、事業計画にて決定した価格での売却が、不動産市況の更なる悪化等により予定どおりに進まない可能性もあり、また、リファイナンスについても金融機関との協議を今後進めていくため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。



## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. たな卸資産の評価基準および評価方法

販売用不動産 個別法による原価法を採用しております。  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備 8～15年

工具、器具及び備品 6～10年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

### 3. 引当金の計上基準

賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

### 4. リース取引の処理方法

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(会計方針の変更)

当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用しております。これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。

### 5. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産および担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

販売用不動産	1,783,221千円
計	1,783,221千円

担保付債務は次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	935,000千円
長期借入金	900,000千円
計	1,835,000千円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 5,869千円

## 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(株)	64,200	—	—	64,200

### 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(株)	—	302	—	302

### 3. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月19日 定時株主総会	普通株式	44,940	700	平成20年3月31日	平成20年6月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

### 4. 新株予約権等に関する事項

平成20年7月4日付でストック・オプションとしての新株予約権を付与しておりますが、権利行使期間の初日が到来しておりませんので、記載を省略しております。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	460千円
未払不動産取得税	9,575千円
一括償却資産	266千円
未払固定資産税等	3,004千円
販売用不動産	3,835千円
賞与引当金	6,044千円
株式報酬費用	1,525千円
棚卸資産評価損	95,574千円
その他	1,061千円
繰延税金資産小計	121,349千円
評価性引当額	△121,349千円
繰延税金資産合計	一千円

## リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

(単位：千円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	1,566	548	1,018
ソフトウェア	10,838	3,923	6,914
合計	12,405	4,471	7,933

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内 2,462千円

1年超 5,702千円

合計 8,164千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料 2,692千円

減価償却費相当額 2,480千円

支払利息相当額 309千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	6,951円25銭
2. 1株当たり当期純損失	25,513円22銭

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年5月20日

株式会社イントランス  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 布施木 孝 叔 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飯 畑 史 朗 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規程に基づき、株式会社イントランスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は販売用不動産を計画から大きく下回る価格にて売却せざるを得ない場合、又は売却そのものが難しい場合には、資金繰りが著しく悪化し、借入金の当初条件どおりの弁済が困難となる可能性がある状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員的一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人(新日本有限責任監査法人)の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月22日

株式会社イントランス 監査役会  
常勤監査役(社外監査役) 成 田 范 ④  
監 査 役(社外監査役) 國 吉 歩 ④  
監 査 役(社外監査役) 光 家 國 彦 ④

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行に伴い、当社定款のうち、株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正および追加等所要の変更を行なうものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則 第1条～第4条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式 第5条 (条文省略) (株券の発行)</p> <p>第6条 <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u> (株式の割当てを受ける権利等の決定)</p> <p>第7条 <u>当社は、当会社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)および新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨およびその引受けの申し込みの期日の決定は取締役会の決議によって定める。 (株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し公告する。 ③ <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、ならびにその他株式および新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</u></p>	<p>第1章 総則 第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式 第5条 (現行どおり) (株券の発行)</p> <p>(削除)</p> <p>第6条 当社は、当会社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)および新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨およびその引受けの申し込みの期日の決定は取締役会の決議によって定める。 (株主名簿管理人)</p> <p>第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し公告する。 (削除)</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社が発行する株券の種類、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、ならびにその他株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第10条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条～第29条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条～第39条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第43条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第44条～第47条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、ならびにその他株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第9条～第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条～第28条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第29条～第38条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第39条～第42条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第43条～第46条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

## 第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役國吉歩氏および光家國彦氏は辞任いたしますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	安浪 重樹 (昭和25年5月27日生)	昭和50年10月 アーサーヤング会計事務所入所 昭和55年8月 公認会計士登録 昭和56年5月 監査法人サンワ東京丸の内事務所 (現監査法人トーマツ)入所 平成元年5月 監査法人トーマツ社員 平成8年7月 同監査法人代表社員 平成18年11月 安浪公認会計士事務所設立(現任)	0株
2	徳田 孝司 (昭和29年1月16日生)	昭和55年10月 監査法人朝日会計社(現あずさ監査法人)入社 昭和59年9月 公認会計士登録 昭和61年10月 本郷公認会計士事務所(現辻・本郷税理士法人)入所 平成14年4月 同所副理事長(現任) 平成19年12月 アジア航測株式会社社外監査役(現任)	0株

- (注) 1. 上記候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 安浪重樹氏および徳田孝司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役候補者であります。
3. 安浪重樹氏および徳田孝司氏には、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 安浪重樹氏および徳田孝司氏が選任された場合、当社は両氏の間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額といたします。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区浜松町二丁目4番1号  
世界貿易センタービル 38階「フォンテーヌ」  
TEL 03-3435-3801



- 交通 J R：山手線・京浜東北線 浜松町駅直結(東京駅から6分)
- モノレール：羽田線 浜松町駅直結(羽田空港第1ビル駅から21分)
- 地下鉄：都営浅草線・大江戸線大門駅B3出口「世界貿易センタービル方面」徒歩3分
- ◎ 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。